

法人県民税・事業税 超過課税の使いみち

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、中小法人のご負担に配慮しつつ、法人県民税は昭和50年、法人事業税は昭和53年から超過課税を実施しています。

令和7年11月以降の5か年においても、超過課税を実施させていただき、県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題への対応に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① 経済対策の推進

県内経済の基盤強化を図るため、
生産性向上への支援や、人材確保への支援など経済対策に取り組みます

- 生産性向上に資する設備導入などに対する支援
- 働きやすい職場環境の整備など人材確保への支援

② 災害に強い県土づくりの推進

これまで「水防災戦略」に基づき進めてきた河川の整備等の
大規模水害対策や令和7年3月に改定した「地震防災戦略」に基づく
大規模地震対策など、災害に強い県土づくりに継続して取り組みます

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- 「水防災戦略」に基づく河川の整備等の大規模水害対策
- 治山施設・林道施設の整備・強靱化

(2) 地震・津波対策の一層の強化

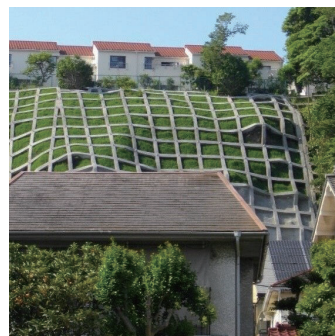
- 「地震防災戦略」に基づく減災対策
- 電線の地中化など

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化

- 災害時の避難所等の拠点として重要な役割を果たす県有施設、警察署など



活用例 ▶ 急傾斜地崩壊対策
(横浜市中区内)

③ 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

災害時における物資輸送や経済活動の早期再開に資するため、
自動車専用道路や幹線道路などの整備に継続して取り組みます

- 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、
地域の交流と連携を支える幹線道路の整備



活用例 ▶ 新秦野インターチェンジ
への接続道路

※写真はこれまでの活用事例

令和3～7年度の活用実績

事業費総額：5,425億円 [一般財源：1,707億円]

超過課税活用額：1,291億円

※令和7年度分は決算見込み額で集計しています。

超過課税を活用して推進する事業（令和8年度当初予算ベース）

活用項目	事業費総額	一般財源
① 経済対策の推進	87億円	83 億円
② 災害に強い県土づくりの推進	905 億円	247 億円
③ 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	250 億円	35 億円
合計	1,244 億円	③ 366 億円

超過課税活用額	③ 304 億円
超過課税活用率（超過課税活用額／一般財源）	③／③ 83.2 %

※表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません。

活用事業・実績の詳細についてはこちらをご覧ください ▶



超過課税の概要

適用期間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分（5年間）
上乗せ率等	- 法人県民税の超過税率については、標準税率に0.8%を上乗せしています。 - 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増となるように設定しています。 - ただし、一定の基準に該当する場合は、超過税率の対象とならず、「不均一課税」の対象となります。どちらの税率を適用するかは、下のフローチャートで確認できます。
適用税率判定フローチャート	資本金の額または 出資金の額が2億円以下 いいえ → 超過税率 はい ↓ ▶ 法人県民税(法人税割)の場合 法人税額が年4,000万円以下 ▶ 法人事業税の場合 所得金額が年1億5,000万円 (「収入金額課税法人」にあっては、 収入金額が年12億円)以下 いいえ → 超過税率 はい → 標準税率 (不均一課税対象法人の税率)

法人県民税・事業税の詳しい税率についてはこちらをご覧ください ▶



お問合せ先 神奈川県庁（☎ 045-210-1111(代表)）

■ 超過課税の仕組みについて:総務局財政部税制企画課（☎ 内線2306）または最寄りの県税事務所

■ 超過課税の活用について :総務局財政部財政課（☎ 内線2266～2268）